

第5回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年4月6日(月)午後1時30分
- 2 閉会日時 令和2年4月6日(月)午後3時17分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1番 永徳 省二君 3番 佐藤 武君 7番 大口 浩志君
8番 治徳 義明君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 逢坂紀美子君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午後1時30分 開会

○小委員長（佐藤 武君） それでは、時間が参りましたので、第5回の議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会を開会します。

前回の委員会では、それぞれの項目について岡崎副委員長のほうからも御指摘がありました。そうした部分も含めて事務局のほうで訂正をかけていただいたものをきょう審査をいただくということで、事前に皆様方のお手元に届いたと思いますので、改めて最初の前文から順次議論を進めていきたいと思います。

よろしいですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） もう早速行かせていただきますね。前文については、私のほうで細かいですけど改行をお願いしまして、改行ということで対応させていただいております。

それから、目的は特に。

○副小委員長（岡崎達義君） ちょっと…。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 改行を指定したらね、これは「議員として」というところが、ここはちょっと。「議員として」というところが文章がおかしいことになるんで、「議員は」にしたほうがいいんじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） ですね。「議員は」。

○副小委員長（岡崎達義君） 「議員は議会の権威と秩序を重んじ」これこれ。これが、こうせんとちょっと文章がおかしいことになるんで。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、前文の部分で、「議員は」ということで直しをかけます。

いいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それから、目的は特になかったですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 議員の責務も特にありません。市長等の責務も特にはなかったんですかね。

市民の役割というのは、これはこれでよかったですか。

○小委員（福木京子君） 市民の役割……。

○小委員（治徳義明君） 市民の役割はつけるんじゃないか。

○小委員（福木京子君） つけにゃいけん。

○小委員長（佐藤 武君） ですよ。市民の役割を。

○副小委員長（岡崎達義君） 市民の役割は入れないんで、つけないからあれを入れるってこ

とになった。

○小委員（治徳義明君） いやいや、逆です。

○小委員（福木京子君） 別途で入れにゃいけん。

○副小委員長（岡崎達義君） 選挙区……。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 市民の役割を入れずに、市民の審査請求を入れると。

○小委員（治徳義明君） 済いません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） あのと時の話では、審査請求を入れるんだったら市民の役割も入れとかんとおかしくなるんじゃないですかというのが皆さんの総意だったと思うんですけど。

○小委員（大口浩志君） 権利と義務みたいなセット販売でという。

○小委員長（佐藤 武君） 事務局はそこら辺は認識されてましたかな。

○議会事務局長（元宗昭二君） いえ、してません。ここはどっちかというたら副小委員長と同じような感じで私も思っていました。

○副小委員長（岡崎達義君） たしかそうだったと思う、私は。

○議会事務局長（元宗昭二君） 入れるのは入れられますから。

○小委員長（佐藤 武君） 市民の審査請求という部分があって、今治徳委員が言ったようにどういう整合性をとっていかという部分だと思うんですが、改めてどうでしょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 市民にいろいろなことを課すことは必要ないんじゃないかと。議員の政治倫理条例なんで。市民にこうしなさい、ああしなさいというのはちょっと不遜じゃないかなと。だから、とりあえず議員がこういうふうに守りましょう、それに違反した場合はこういう罰則というたらなんだけど、制裁がありますよという形に持っていったほうがいいんじゃないかなと。

○小委員（大口浩志君） 小委員長、よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 4ページの7番との関連が出てくるということなんじゃないんか。

○小委員長（佐藤 武君） 4ページの7番といたら。

○小委員（大口浩志君） この公正な議員活動を妨げるのは誰かということです。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、この7番があるから、市民のあれは入れる必要がないんじゃないかなと。

公正な議員活動を妨げるいかなる状況にも屈しないということだから、市民のほうからどう
いう働きがあっても議員としてはそういう活動を妨げる要求には屈しないで行きましょうとい
うことじゃないかなと。

○小委員（福木京子君） ええですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） やっぱりそれでも整合性があるから、市民の役割は書いとったほう
がいいんじゃないかなと思うんですよ。

それで、第3条の1と2ということで担い手ということと、それから2項がそれぞれ影響力
を不正に行使させる働きかけを行ってはならないような市民の意識もあって、それをするから
議員に対してきちっと市民としての役割で、これが誤ったら監査請求をするんだというふ
うに両方整合性をしたほうがいいんじゃないかなとか。

○小委員長（佐藤 武君） ごめんごめん。

その第3条の1というのは、木更津の条文ですか。

○小委員（福木京子君） そうですね、はい。

○小委員（治徳義明君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） さっき、最初に大口委員が言われたみたいに、権利と義務の問題な
んでしょうから、権利があるんであれば一応こういう役割も義務も入れるべきじゃとは思っ
てんですけど。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） そもそもさっき岡崎委員がおっしゃられた、これは議員を縛るた
めの条例をつくるんだという前提に立てば、なるほどという理屈でもあるとは思ってます。だ
から、結局一番最初に戻ると、市民からの云々は、一番最初の話で入れませんと言って一度決
定をし、急遽今月14日までにという時間軸がどんどん前に来て、こういうのをしたときの市
民からの意見を求めるやつをするいとまがないからこれを入れといたほうがええじゃねえん
でしようかという話に急遽なり、そういうこともあるかなということで今に至り。私は個人的
には対。

○小委員長（佐藤 武君） 対というと、議員と市民。

○小委員（大口浩志君） いうのが、権利と義務みたいなノリで。対じゃとも思うんです
けど、さっきの議員を縛る条例だという概念で押し通すんであれば、このままでもいいの
かなと。

例えば、市民を縛るときには、選挙のときには縛るようなのがたくさんあるじゃないで
すか。だけど、それ以外のとき、市民というか有権者をね。

○小委員（治徳義明君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は市民の方に請求権を与えるわけでしょ。与えるんだったらこういうベースでやってくださいよみたいな話なんじゃと思うんですけど、要はこの間も話が出とった乱発するみたいなことがあっても困るよなみたいな話もありましたけど、市民の方がこういう状況で公平に見てくださいねみたいなのは要るんじゃないですかね。要らんのかな。

○小委員（永徳省二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 私はどちらかというとならないというふうに思います。というのは、あくまでもこれは赤磐市の議会議員の政治倫理という意味合いでつくってるもので、それに対して市民の請求権があるなしというの、あくまでも市民の請求は議員の倫理に反することに対してのことなので、そういうふうに縛ってしまえば市民のことを入れる必要はないというふうに思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） いろいろ御意見が分かれております。

○副小委員長（岡崎達義君） 私もそう思います。

○小委員長（佐藤 武君） 議員と同様で私が思うのは、性善説というか、市民の方は性善説で理解していけばいいんだけど、なかなか難しく言われる市民の方もおられるというのは現実ですよ。そういう中で漠然と、木更津の条文を見たら、漠然とではあるけれども市民として倫理観を持って対応してほしいという趣旨かなという感じで今見とんですけれど。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 我々は、市民の代表であって、その代表として行動しているんだから、今永徳委員が言われたように。そういう意味であれば、この倫理条例というのは議員を縛るわけだから、市民の責務云々というのは、先ほども言ったように不遜じゃないかなと思う。我々を縛るためにつくっているんで、我々は市民から負託を受けていろいろ行動しているわけでしょう。その上でいろいろなことが、今まで不正があったから、ハラスメントとかいろいろ。それでそういう条例をつくって我々がもう一度心を入れかえて市民のために頑張りたいという気持ちでつくっているわけだから、その上に立って、市民はこうしなさいよ、市民はこうでなければなりませんよというふうに言ってしまうと、おまえら何を言っとんだということになってしまうんじゃないかな。誰がそんなことを頼んだんだということになると私はそう思います。

○小委員長（佐藤 武君） 皆さんの意見を聞いたら、市民の役割を入れたほうが良いという御意見がお二人、その必要はないかなという方が3名というふうに思うんですが、もう入れないということではよろしいか。

福木委員どう思われますか。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえず入れずにおって、どっちにしる全議員に配るわけですから、そこの中でまた意見が出てくると思うんです。またそのときにもう1回検討し直してもいいんじゃないかなと思うんですけど。

多数の意見で市民を入れないとだめだというのが我々以外にも多数出てくれば、そのときはまた検討して、入れる必要があれば入れればいいし。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） というのは、市民云々というのに関して、仮にこれができる出てくるとしたら、現実的には罰則規定のところと絡んでくるんだと思うんです。そこを多分法的にどこまで現実書いたのが有効なのかというところとすぐリンクするような。だから、私は逆にびっくりしましたが、市民の人が百条ができたなら、逮捕されたんかというような単語を言って来た人がおって、いやいやそんなことはございませんと。やっぱり十人十色でとりよう。特にその罰則規定の部分との兼ね合いが強いのかなと。それと、細かいところも言ってもええか。

○小委員長（佐藤 武君） この部分で、市民の責務ですか。

○小委員（大口浩志君） 7ページ。4行目から5行目。

当該審査を請求した日、前一月以内に行われたものでなければならない。例えば4月1日に請求をしたら、3月1日以降に集めた署名じゃねえと有効じゃねえというふうに読んだらええんですよね。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（大口浩志君） それの証明は誰がすんならと言われたらどうなるんですか。

○小委員長（佐藤 武君） 選管でなかったっけ。

○小委員（大口浩志君） いやいや、日にちの確定は、選管はできんでしょう。

だから、選挙人名簿に載つとる載つとらん判断は選管ができるけど、これは3月1日以降に署名されたものですよというように選管はできない。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、審査請求の受取日というのはばらばらじゃないんだから、その一定の日にちを区切って受け付けるわけだから、それまでの期間が1カ月というか。

○小委員（大口浩志君） いやいや、ごめん。私の言い方が悪かったんでしょう。

署名をもらうわけじゃないですか。署名をもらってばつと行かないけん。4月1日に持ってこられた、ほんならさかのぼって3月1日以降の署名であるという証明は誰がするんですか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） それは、あくまでそういうふうにされましたという信用しかないわけ。そんなもんは日にち、あとで幾らでも書きかえることができるから、それは3月31日以降で、例えば4月1日に持ってくるやつを2月に署名を集めたやつでも3月何日でというふうな、それはもうそこらあたりほどの署名でもそう。ただ、これは一応縛りとして書いているだけで、こんなもん役に立たない、何の役にも立たない。

○小委員（福木京子君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 合併する前に住民投票条例の運動をしたことあるんです。それと一緒にだと思っんで、それは物すごい厳しいんですよ。だけど、それは現実にできとんじゃから。その日にちもその期間の中と、それからその途中に選挙が入ったらできん期間があったりで厳しいんですけど、それはそのとおりのいろいろやることができましたし、合併前に。そういう運動もした経験がありますから、できんことはないですよ。それで、選管が責任を持ってそこはチェックをするし、それはそれこそ信用で。それはもうしょうがない。

○小委員（大口浩志君） 治徳委員の想定問答で、聞いたんですけど。今の、出そうな話じゃねえですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 信用以外ない。市民の善意を信じる以外ない。何でもそう。全て法律なんてそうやん。市民の善意とか、国民の善意の上に成り立とんじゃから、法律なんて。こういう法律をつくりました。それで、この場合はこれは破るでと言ったって、一応善意の上に、性善説によって成り立ってるわけだから、全てが。

○小委員長（佐藤 武君） だから、ちょっと話が飛んでしまったんだけど、市民の役割はさっき副小委員長が言われたように保留にして、全体の委員会でも意見が出てくれば、また検討するということがいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ次、政治倫理基準です。

政治倫理基準で第4条の3項、市または市が資本金その他云々というのは、第三セクター、それから一部事務組合も含めて解説が要るんじゃないかということでしたね。それで……。

○副小委員長（岡崎達義君） 解説には載ってなかったかな。

○小委員長（佐藤 武君） 解説というてもなかなか。

○副小委員長（岡崎達義君） どこまで含めるかというような。ちょっと難しいよな、いろいろ。これは何かないかな。

○小委員長（佐藤 武君） 出資している一覧表というのは、当然市のほうが把握をしているはずですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 局長、こういうものを書いたものはあるか。具体例。

○議会事務局長（元宗昭二君） 具体例はなかなか難しいんじゃないかと思うんですけど、たださっき小委員長が言われたように、ある程度出資しているとかというようなものは、決算書も出とるじゃないですか。ああいったものを見るしかないと思うんですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） それはそういうふうには書いとくのかな、これ。解説のところへ。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。それは出資の多寡によらず、わずかな出資でも一緒なことだから。

○議会事務局長（元宗昭二君） ちなみに木更津市さんのほうは、市と密接な関係があると認められる法人としたら、指定管理者、委託業者、請負業者、補助金等受給団体などですというふうなことしか書いてないので。

○小委員（大口浩志君） 三セクも一部事務組合も皆入ったんか。これを読むと。

○小委員（治徳義明君） 社協やこはどうなるわけ。

○議会事務局長（元宗昭二君） だから、社協やこはちょっと微妙なところですね。

○小委員（治徳義明君） ちょっとよくわからないのが、済みません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 例えば、一般質問でそういう団体を有利なほうの制度に変えましょうみたいな、これも違反になるわけか。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことじゃな。

○小委員（治徳義明君） そういうことになるわけか。市がお金を出しとるような団体の、直接関係のうても、こうしましょうああしましょうみたいな話は。

○小委員長（佐藤 武君） 例えば、その報酬額をアップしましょうというような。

ということは、委員の一部ではあるけれども、委員を構成する中で多数決で決めるんだけど、委員に入るかどうかですよ。

○小委員（治徳義明君） 例えば、例で言いますよ。過去にシルバー人材センターのやり方がおかしいと言うて、有利にしましょうみたいなことでがんがん質問された議員さんがいらっしやいますけど、それもこれに抵触するということか。その辺がようわからん。

○小委員（大口浩志君） これはマイク切ってもろうて。意味がわからない。有利にしましょうやて。どういうことですか。

例えば、前みたいに雑談みたいに持っていかにかいけんってことか。

○小委員（治徳義明君） 要は……。

○小委員長（佐藤 武君） 許可、認可してとかということか。

○小委員（治徳義明君） ちょっと安すぎるから、上げた方がええんじゃないかねえとか、有利にもっともっと拡大していきましょう、シルバー人材センターを拡大していくためには制度を変えましょうみたいな質問だったと思いますけど。

○小委員長（佐藤 武君） とにかく、シルバー人材センターのいろんな請負委託、例えば清掃業務であるとかそういうものを請負がしやすいように有利に働くとか、そういうことかな。

○小委員（治徳義明君） そう、そういった質問をそしたら、条例に違反するわけか。

○小委員長（佐藤 武君） 有利また不利な取り扱いをしないこととなってるから、それはそうです。

○小委員（治徳義明君） もっと身近でいえば、社協は今、道を直してるじゃないですか、社協の前の道。それは、何人もの議員さんが、それは何もほんまに市のためを思うて言われとることじゃろうけど、あそこの道をきちっとしましよねみたいな話を、何人もの議員、それもこれでいうたら違法になるわけか。ようわからんな。

○小委員（大口浩志君） あそこの道は。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 要は防災上の観点からだから。

○小委員長（佐藤 武君） それは一応答弁の中では。

○小委員（治徳義明君） 僕は悪いとは思わんけど、これで言うたらしばってくるんかなということ。

○小委員（福木京子君） ええですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） だから、その場合物すごく配慮が要るんよね、その役員になっとった場合は。なかなか、評議委員会、理事会でそれはしっかり意見は言うても、今度は結局入るとるから、自分のその担当のほうで意見は言いにくうなってくるわね。だから、やっぱりそこら辺の整合性が余りようないから、そこをちょっと検討せにやいけんのじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） この項目は李下に冠を正さずで、疑わしいことはやめときましようよということ、結局。それ以上でも以下でもない。変なことをやって法人とかそういう者が利益を受けないように、議員として慎んでいきたいと思いますとそういう意味。そういうふうに解釈せねば切りがない。

○小委員長（佐藤 武君） だから、さっきのその避難施設として指定されとって、道路を拡幅しましょうというのは、一議員としてもそれは市民の福祉の向上だし、そういう意味でいきやあ、それは一般常識で考えたら質問するのも当然だと思うし。

○小委員（治徳義明君） これは、恐らく皆議員はひっかかると思うよ。一般質問しよる議員は皆ひっかかって、これを厳密にされたら。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、こういうことは厳密に何も言わない。

○小委員長（佐藤 武君） だから、そういう質問をすることによってめぐりめぐって金銭が入ってくるとか、そういうことは絶対しちゃいけませんよと、そこに行き着くんじゃないかな

と思う。

○小委員（治徳義明君） それは書いてねえかな。特定の者への有利または不利なことはするなとこう書いてある。

○小委員長（佐藤 武君） そういう解釈をしてもらえないかもしれないですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 3月は一般質問しようと思うたら、みんなこれにひっかかるわ。これを厳密にやられたら。

○小委員長（佐藤 武君） そんなものでよろしいか。治徳委員はよう答弁……。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 細かいことをやっていけば切りがない、法というのは。

だから、大ざっぱにつかまえて、ここはホログラム規定だとか、ここは倫理規定だなどというふうを考えながらやらないとだめ。

○小委員長（佐藤 武君） その程度で行きましょう、じゃあ。その程度でよろしいんじゃないですか。

そしたら、次に行きますよ。第6項。

嫌がらせ、強制、圧力、差別的言動、具体的に解説が要るんじゃないかということでした。

○副小委員長（岡崎達義君） これはハラスメントの解説が要るんじゃないかという。

○議会事務局長（元宗昭二君） ちなみに。局長ですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 木更津市さんはちなみに、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のさまざまな概念を含んでいます。社会情勢によりどのような表現がされても対応できるように配慮しましたというような解説になっています。

○小委員長（佐藤 武君） 今のは解説ですよ。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 特にこれで、今の局長の説明でよろしいですね。

じゃあ次、第7項の公正な議員活動を妨げるいかなる要求にも屈しないということは何を想定しているのかと。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 私もこれを書いたけど、こんなことを言うとなったら切りがないなど、後から。

○小委員長（佐藤 武君） 切りない。逆に書くことによって、それ以外該当せんがと言われてそうよね。

○副小委員長（岡崎達義君） それ以外は該当せんからと言われたらこれっきりのことだか

ら、ここは曖昧に置いておきましょう。

○小委員長（佐藤 武君） それなら、これはもうさわるらない。

第8項は飲食物の供与等で、例を入れる。これはいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 第9項、公費から支給された物品の使用の例ということですが、これは。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） これは、今度はいろいろなものを支給されることがあるでしょう、タブレットとか。そういう流れで書いているので、これも。今のところタブレットを支給されるぐらいのもんで、公費から支給されると言うたら。

○小委員長（佐藤 武君） 議員バッジがあるな。

○副小委員長（岡崎達義君） 議員バッジ、これはもらったもんだから。

○小委員長（佐藤 武君） 貸与です。4年間の。貸与ですよ、4年間は。

○議会事務局長（元宗昭二君） その辺ちょっとわかりません、ごめんなさい。

○小委員長（佐藤 武君） 4年間は貸与。

○小委員（福木京子君） 今度変わる。

○副小委員長（岡崎達義君） 貸与って、返すわけか。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。そうよ。

○小委員（福木京子君） 返さんよ。

○副小委員長（岡崎達義君） もらってるもん。議長会なんか行って10年、15年たつと大きなのをくれるから。

○小委員長（佐藤 武君） あれは議長会からのあれだから。これは。

○小委員（福木京子君） 返すのか。

○小委員長（佐藤 武君） 返すんでしょ、4年間。

○副小委員長（岡崎達義君） 返したの聞いたことない。

○小委員（治徳義明君） 返したことないよ。

○小委員長（佐藤 武君） 4年の任期で途中でやめたりしたら返すんじゃないか。

○小委員（福木京子君） やめたときにね。

○副小委員長（岡崎達義君） ああそういうことか。

○小委員長（佐藤 武君） 2期目はいいんよ、再選でもろうたやつは。

○小委員（福木京子君） 2期目はそれをすりゃあええし、もし自分でなくしたら買うか、お金を出して。

○副小委員長（岡崎達義君） ほんならば、そういうことで。

○小委員長（佐藤 武君） それから、第10項もよろしいですね。健全な計画。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 局長、何か落ちとったら言ってくださいね。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） 対応記録票の作成依頼について。

○小委員（福木京子君） これって直すんですか、ここ。

○副小委員長（岡崎達義君） いやいや、これを依頼する。対応記録票を市長に。

○小委員長（佐藤 武君） これもよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それから、第7条ですか。これがちょっとあれなんですね。

監査役もしくはこれらに準ずべき者、いわゆる発言力のある経営参加者という理解で僕はいいのかなと思うんだけど。

○小委員（治徳義明君） そしたら、社協の理事とか商工会の理事とかという関係。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） これはちょっときちっと線引きしておいてもらわんと、恐らく出てくる、該当者。

○小委員（福木京子君） 報告義務だからな。報告をする義務がある。

○小委員長（佐藤 武君） 僕は法的にまだ何十人も届くとかというのはないんだけど、いわゆる発言権のある責任者。

○小委員（大口浩志君） 役員でしょ、要は。

○小委員長（佐藤 武君） 役員もいろいろあるでしょ、だから。

○小委員（福木京子君） ええですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） これはわからんね、でも。これはまだできてなかったんだけど、これまでそういう報告はされてないよね、ずっと。余り聞いたことないもんね。でも、考えてみればいろいろ、これまでの議員さんやこう、保育園の関係の役員さんとか、いろいろそれぞれされたりしとるけど、ここで新たにできるわけじゃから、これははっきりしとかなきゃいけない。

○小委員（治徳義明君） だから、どこまで報告するんかはきちつとしとかなないと、どうすんだみたいな話になる。

○小委員長（佐藤 武君） だから、経営者、社長、理事、取締役。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） これは委員長、一応見てもらうでしょう、法に詳しい人に。

○小委員長（佐藤 武君） もちろん。

○副小委員長（岡崎達義君） そしたら、ここのこれに準ずべきものというのは、市のほうの規定があるんじゃないかな。

○小委員長（佐藤 武君） 意外と簡単だと思いますよ、これは。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 木更津市さんなんかはもう少し簡単な書き方をされとって、地方自治法の第92条の2、請負の禁止、それから条例も多分されとるんだらうと思うんですけど、第18条の市と請負契約等に関する遵守事項に抵触する可能性のある就業等というところで、そういった意味で書いてるだけなんで、具体的にこういう役職とかというところまでは踏み込んでないようなんです。地方自治法の先ほどの第92条の2というのは、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」という、この地方自治法の規定を示しているだけなんです。どうもこれを読んだ感じでは。

○副小委員長（岡崎達義君） ちょっと解釈の逐条のあれでも見てみると、準ずべき者がどこまで入るかちょっとわからんな。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 最初の「みずから」の部分。おのずから。要するに例えば、私じゃったら家内、福木さんじゃったら御主人がしよる。これがねえほうがええんじゃねえんじやろうか。

○小委員長（佐藤 武君） 自分がやってなかったらいけんから、やっぱり要るんじゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 報告義務じゃから報告をする。

○小委員長（佐藤 武君） だから、老健施設とかでも代表者になって、いろいろあるんですよ。あったんでしょ。

○小委員（治徳義明君） 何のために報告するんだと言われたって。報告義務。そう言われたら。

○小委員長（佐藤 武君） それは議員としてあれでしょう。

それは議員として地方自治体から融資とか出資を受け取って、その代表になっとったらずいという、そもそも論でしょう、それは。じゃないの。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 一番大きなのは、先ほど言われたのはあるんですけど、請負の禁止、市からそちらのほうの団体、もしくは会社のほうに請負をさせるということが禁止の項目ですんで、その代表者たる者が御本人さんだったらだめですよという話だと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 自治法92……。

○小委員（治徳義明君） それはわかるんですけど、それにプラスして準ずる者というて書いとるから、ちょっと拡大解釈になってしもうて、充て職までどねんなみたいな話になってくるんですけど。恐らくそういうことなんじゃないと思う。入札にほんまにかかわるとるような業者の裏で、役人の裏で糸を引いてみたいな話、そんなことはだめですよという、そのためにきちっと報告しておきましょうみたいな話なんでしょうけど。

○小委員長（佐藤 武君） 逆に言えば、準ずる者、準ずべき者と書いとかんといけん部分が出てくるし、逆に曖昧な部分もあるし。

○小委員（大口浩志君） 解釈はよう知らんけど、恐らく監査役もしくはこれらに準ずるべき者というのがおるから、だから結局身内をそこでさせよるわけでしょ。名前、顧問とか。実質的にあれだけど、身内の名前を使うて、嫁や子供やというのを防ぐためじゃない。

○副小委員長（岡崎達義君） これはこのまま置いとこう。

○小委員長（佐藤 武君） そうしましょう。そんで、専門の方にまた御意見を確認しましょう。

○副小委員長（岡崎達義君） これは注意事項というのは法人、これは関係ないよね、市内に住所があろうとなかろうと、関係ないですね。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

じゃあ、よろしいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 附則の検討は。

○小委員長（佐藤 武君） 附則。

○小委員（治徳義明君） 今の方式で。

○小委員（福木京子君） あの充て職の。

○副小委員長（岡崎達義君） これは要らんな。

○議会事務局長（元宗昭二君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） これを書いたのは、先ほど治徳委員が言われている、いわゆる社協であつたりとかの充て職等々のことをどうするかというのを前回の話があつたんで、一応メモとして私がここへ落としました。

○小委員（大口浩志君） これはええ機会なんだから。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） これにかかわらず、一遍もんでもろうときゃええんじゃないです

か。これに載す載さんはちょっとまた次のステップだとして、治徳委員が言われるようによその町ではあり得んというような町も出てきよる。前にも言ったように社協はどこも町長、市長が会長じゃったのがもう二十何年前かな。それがおかしいということになって、どこも全部外れて、最後のほうまで何町か残っておったけど、だから時代の変化とともにこうなるところもあるんだから、1回もんどきゃええんじゃないですか、これは。これにかかわらず申し入れとして。

○小委員（福木京子君） 私も言ってます。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） もう1つの意見を言いましたが、同じような意見を。

ほかの自治体なんかもその辺がどうなっとなじやろうかな。そこもちょっと検証して、もうきちんと抜いとる方向が強いんだったら、今回はちょうどいい時期だから改正したほうがいいと思う。

○小委員長（佐藤 武君） それこそ誰とは言いませんけど、この間の本会議で農協の理事の絡みで、非常に言ってた部分があったね。

○小委員（福木京子君） あれはおかしい。

○小委員長（佐藤 武君） それこそ農協の中身がわかんないからあれだけど。

○小委員（治徳義明君） 理事は白だと。その前の資格審査特別委員会でおとがめなしになった。

○副小委員長（岡崎達義君） 資格審査特別委員会。

○小委員長（佐藤 武君） 資格審査特別委員会やったな、よかろうと。問題ないと。法律には違反してない。ああそう。

○小委員（治徳義明君） あの結果的には白でしたよね。

○副小委員長（岡崎達義君） 農業協同組合の何とかという規定があって、それではいいことになってる。

○小委員長（佐藤 武君） そういうのがあるから、何でもかんでもというわけにはいかんという、それを治徳委員は言いたいんじゃない。

○小委員（治徳義明君） 私はそのときにJAの理事がいけんのんだったら、充て職の事務はいけんのんじゃないですかというのは言うたけど。JAの理事が黒なんだら同じように資金が入るとる団体の理事も充て職にすることはおかしいんじゃないですかみたいな話はあったけど。

○小委員（福木京子君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 結構あれよな。農業委員をして議員をしとる、全国的には。

○小委員長（佐藤 武君） 議会選出の農業委員じゃないですか、それは。

○小委員（福木京子君） そうじゃない、選挙で選ばれた、そういう全国的にはあると思うが、農業にかかわっとる人で自分が農業委員になると。だから、一緒にやっとる。全国的にも今もあると思うんよ。やっぱり農業の厳しい状況の声を届けるという、議員としてやっとると、またその農業委員と。そこら辺がやっとる、全国的にやっとると思うから、ちょっとそこをいけんということにはならんじゃないか、そこが難しいところ。

○小委員（大口浩志君） うちが議員現職で農業委員になれるんかな。

○議会事務局長（元宗昭二君） なってないですよ。

○小委員長（佐藤 武君） なるでしょう。

○小委員（福木京子君） 今はなってないけど、全国的にはあるんかな。ないかな。

○小委員（治徳義明君） いや。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） やっぱり皆さんに説明させてもらったときに、そういう話が出たときにきちっと答えれなかったら、こうなんですという。ここまではオーケーですけど、その辺をちょっともんでもろうとかにやあ、答えれん。

○副小委員長（岡崎達義君） 原則このとおりでやらせていただきますからね。

○小委員（治徳義明君） まあまあ、最初のみずから事業を営んでいるという、それで縛りがかかっとなかなとは思うけど。

○小委員（大口浩志君） だからそれを、みずからをへつろうというて、俺は言うとする。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや「または」があるでしょ。「営んでいる者または」と2本立てじゃから。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえずそれでいこう、もう。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら、いきますわ、もう。

いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副小委員長（岡崎達義君） この赤で書いたところは、このまま入れればいいね。

○小委員長（佐藤 武君） 審査の請求ね。

○小委員（福木京子君） あと審査、請求。

○小委員長（佐藤 武君） 市民の審査請求。

○副小委員長（岡崎達義君） きょう入れたほうがいいんじゃないですかということです。

○小委員長（佐藤 武君） やめましょうか、もう。念のために。きょうここをしっかりと読んでから、よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 読む練習できましたから読みますよ。間違うちやいけんから、読もうか。局長が入れてくれとるから間違いないと思う。信用します。

それで、100分の1というとか、いろいろなのがあったんで、ここら辺の検討ですよ。

○議会事務局長（元宗昭二君）　そうです。

○小委員長（佐藤　武君）　議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署をもってと。

○副小委員長（岡崎達義君）　100分の1じゃから。

○小委員（永徳省二君）　300とか400でしょう。

○小委員（大口浩志君）　400まではねえ。少ないよな、俺たちにとっては。

○小委員（治徳義明君）　この間のなんか、百条は何人集まったんだっけ。

○副小委員長（岡崎達義君）　400……。

○小委員（治徳義明君）　とりあえず1カ月以上かかるとる。

○副小委員長（岡崎達義君）　1カ月に集めるのは大変じゃけど、さっき言ったように。

○小委員（治徳義明君）　1カ月で集めにゃいけないのでしょ。

○小委員（福木京子君）　一月以内にされたものとされたもんな。で、選管が20日で審査を行う。選管のほうはこれを見たら。

○小委員長（佐藤　武君）　そうですね、これで行けば。

○副小委員長（岡崎達義君）　委員長。

○小委員長（佐藤　武君）　岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君）　ただ、集めたからというて、それがそのまますつと通るわけじゃないから。

○小委員（福木京子君）　解散とか。

○小委員長（佐藤　武君）　審査請求の適否。

○副小委員長（岡崎達義君）　議運も通さんとだめだし、議長の目も通さんとだめだし、そういう意味ではそのまますつと通るわけじゃないから、なかなか難しい、ハードルは高いなと思いますよ。だから、このままでとりあえずやっておけばいいんじゃない。また後で市民の人から少な過ぎるんじゃないかという。

○小委員（大口浩志君）　よろしいか。

○小委員長（佐藤　武君）　大口委員。

○小委員（大口浩志君）　何となく出したらせえと、通るんじゃねえんかという空気感はないですか。

○小委員（福木京子君）　それはないと思う。

○小委員（大口浩志君）　そうかなあ。

○小委員（福木京子君）　それを言うたら。

○小委員（大口浩志君）　いや、いうのが、前もって明確な証拠をつけて出せえとなってるじゃないですか。だから、した相談を先にして、署名を集めた後にこうなったら。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、例えば選挙の前半年ぐらいはできないし、それ以前じゃないとできないし、選挙違反になる可能性があるから。だから、いろいろ制約が出てくるんだと思う。署名を選挙管理委員会がきちっとチェックするわけだから、それに対しても私はそんなことが嫌という人もかなりいるし、ただ名前を書くだけでそれでことが足りるわけじゃないし。それをやる場合は、ちゃんと名前を書いて印鑑まで押さんとだめだから、この場合。

○小委員（大口浩志君） ちなみに、ここに書きよるやつというのは、選管がチェックするやつは例えば家族5人をばっと書いてあるような場合もあるじゃないですか。

○小委員（福木京子君） だめ。一人一人。

○副小委員長（岡崎達義君） 自筆で。

○小委員（福木京子君） 自筆。有権者だから。

○小委員長（佐藤 武君） 選挙権を有する者。

○副小委員長（岡崎達義君） 誰でもいいというわけにはいかない。

○小委員（福木京子君） 普通の署名じゃない。

○小委員（大口浩志君） だけど、そういうのをよう見た気がする。やっぱり家族が5人いたら5人分だあっと同じ字で。

○副小委員長（岡崎達義君） それは普通の署名。

○小委員（福木京子君） これは国会であってもそうです。

○小委員（治徳義明君） 太陽光の署名なんかそうじゃな。

○小委員（福木京子君） それはええ。

○小委員長（佐藤 武君） それは国民一人一人の。

それで、ごめんなさい、ちょっと確認。これは議員倫理条例ということで、その2項に議員の選挙権を有する者という、あえて議員というふうに記載するのは、これは議員倫理条例だからということですか。選挙権を有する者でもよさそうな気がするんだけど。議員倫理条例のことだから議員かなと思ったんだけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 何か考えにゃあ。

○小委員（大口浩志君） 言われりゃそうじゃ。選挙権を有する者でええと言ええ。

○副小委員長（岡崎達義君） それを入れるんだったら、市内でということにすべきかな。市内の選挙権を有する者。

○小委員（大口浩志君） 入っとる。

○小委員長（佐藤 武君） だから、赤磐市の議員倫理だから赤磐市内の有権者、つまりは赤磐市内の議員の選挙権を有するというふうにつながるのかなというふう。

○副小委員長（岡崎達義君） 最初に議員の選挙権を有する者云々とあるでしょう。それを受

けて同じように議員の請求権を有する者というふうにダブって人を言ってるだけで。

○小委員（治徳義明君） これは赤磐市内に限定しとんですかね。

○小委員長（佐藤 武君） それはそうじゃ。赤磐市の議員倫理条例だから。

○小委員（大口浩志君） 要するに岡山市の人を500人集めてもおえませんよという。だから、議員の選挙権を有するだったら、市外の人だめですよという、そういうことやな。

○小委員（治徳義明君） そういう意味か。市議会議員はつきり特定しとかないけん。

○小委員長（佐藤 武君） だから、その条例そのものが赤磐市議会議員政治倫理条例だから、そういう解釈でよろしいな。質問されたらそういうふうに。

○副小委員長（岡崎達義君） これで。

○小委員長（佐藤 武君） いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 100分の1もこれでええですね。オーケーですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それから、20日以内もオーケーね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） これも具体的に専門というか、確認もしたほうがいいと思うし、請求した日前一月以内というのも確認をすることにしましょう。

○小委員（大口浩志君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 基本の見解としてちょっと聞くんですけど、20日以内というのは中18日という解釈でええんですか。ですよね。

○小委員長（佐藤 武君） どうなるかな。

○副小委員長（岡崎達義君） そんなことない。

○小委員（大口浩志君） 持ってきた日。

○小委員長（佐藤 武君） あった日から。

○小委員（大口浩志君） 最終日。中18ということでしょ。という理解でいいんじゃない。この20日以内とかという表現は意外に難しいので。

○小委員長（佐藤 武君） あった日から20日だから18じゃないでしょう。20でしょう。

1日に持ってきました。

○小委員（大口浩志君） 中。

○小委員（福木京子君） 中でしょ。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、その日も含めて。

○小委員（福木京子君） 含めて全部含めたら20日。

○副小委員長（岡崎達義君） 含めたら20日。

○小委員長（佐藤 武君） ですね。3月1日に持ってきました、3月20日までに審査を行うということでしょう。ですね。

○小委員（大口浩志君） 中18日じゃ。

○副小委員長（岡崎達義君） ややこしいこと言うからわからんようになる。

○小委員長（佐藤 武君） 中18ですよ、治徳委員。中18。

○小委員（大口浩志君） 以内とかという表現は難しいんよ。

○小委員長（佐藤 武君） 局長、よろしいでしょうか。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） その後は、審査会の設置。適否じゃなくて。

○小委員（福木京子君） ちょっと確認だけ本番の前やら。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（福木京子君） 審査会の適否としとろう。

○小委員長（佐藤 武君） そこに行くんですね、もう。その前。

○小委員（福木京子君） いやいやすんどんじゃけど、ちょっと確認だけ。審査会の適否のところは、議運でその適否をするんで、こちらの9ページの審査会の適否のところでは、今度は審査請求の適当と……。

○副小委員長（岡崎達義君） 適当と認めたときは審査会を設置。

○小委員（福木京子君） ごめんごめん。審査会の審査。10ページ。これは、審査会は倫理基準違反行為を問うということで、だから存否とこの議運の適否とは別なことなん。その確認だけというのはしておきます。そういうことです。それは一緒じゃないということです。議運で請求の適否、それから審査会の審査というのは倫理基準違反行為の存否、そこが違うということ。

この前のよその分はそれが一緒になっつたから。議運にかけるところがあつて、この場合は審査会を設置したら適否と存否を両方そこでやるというふうに書いとるから、ほかの議会では。木更津はわけとる。

○副小委員長（岡崎達義君） 前の。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） うちの前の規約かな、規則は存否と適否と一緒にってた。

○小委員（福木京子君） 両方じゃった。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、申請すればその場で設置という。だから、今回はわけた。

○小委員長（佐藤 武君） 議運の前にまず議長ですよ。議長に出して、議長から議運に委ねて、議運が結論を出して、議長が委員を選任して、設置して、そこで存否について審査すると。

○小委員（大口浩志君） これは特に議員によると書いてあるな。この倫理審査会ができたイコール違反があったという言い切られる人がおられる。それはだめですよというて、今福木委員がくぎを刺してくれてたという理屈やろ。

○小委員（福木京子君） 今度存否についてまず審査する。

○小委員（大口浩志君） だから、委員会ができたイコール違反があったと言われる方がおられるじゃないですか。それは違いますよというのをあえてくぎを刺していただいたと理解すりゃあええんでしょ。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員会が設置された場合は、違反があったから委員会を設置される。

○小委員（大口浩志君） じゃったらその存否はおかしいじゃないですか。

○小委員（福木京子君） だから、そこを確認しておかないけん。ごっちゃにしたらいけんように。

○小委員（治徳義明君） 違反があったからするんじゃないしに、違反があったかどうかそれを審査するんじゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） それはだから議運で審査する。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会は疑わしいことを証明する証拠書類を持って審査を委ねられて、それが事実かどうかの違法行為があるかの存否について審査するという。

○小委員（福木京子君） 議運は違うの。議運はその審査請求の適否について議会の委員会で諮るものとするとか。

○小委員（治徳義明君） 議会は疑わしいからやりましょうみたいな話なんですよ。

○小委員（福木京子君） 議運ではな。

○小委員（治徳義明君） 犯罪があるんだったら議運でもらやあ。

○小委員（福木京子君） そこを木更津は分けとるわけや。木更津じゃないほかの議会ではそこは一緒になって、以前赤磐が規則でそうなっとったように。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理規程で。

○小委員（福木京子君） そこを分けたということや、今回。

○小委員（治徳義明君） 小委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 議運では審査するに値すると判断するからやりましょうという話で、犯罪性を証明した話じゃないでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） 議運ではいろいろな手続的なものをきちっと確認して、これは審査するべきだというのが決まれば審査するわけです。そこで審査をして、これはこうこうこうでちょっと違反があるんじゃないですかといったら、今度は罰則に。何らかの形で。だから、ここは第10条で書いているように、議長は前条の規定する審査の結果、審査請求を適当と

認めたときはこれを審査するため、赤磐市議会議員審査倫理会を設置する。設置したらここで審議しなければいけない。それで、審査の結果が次のいろいろなところに出ているわけ。

だから、この審査会の審査の第11条のところは、審査会は議長から審査を付託されたときは倫理基準違反行為の存否について審査する、これが実質審査。そうでしょ。

○小委員（福木京子君） そういうことなんです。そこをちょっとよう確認……。

○副小委員長（岡崎達義君） 確認せんでも字のとおりです。なんで、書いとるとおり。

それで、その審査した結果が次の罰則のところへ行くわけです、審査結果の措置として。

それでよろしい。

○小委員長（佐藤 武君） よろしいですね。結構です。もう十分確認できました。

審査会の設置、よろしいね。審査会の審査。審査会の審査、よろしいか。

○副小委員長（岡崎達義君） ここの割合のところ。

○小委員長（佐藤 武君） 「倫理」は入れなくてもええか。倫理審査会。

○小委員（大口浩志君） 第7項の。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理審査会の審査で第7項。

○小委員（大口浩志君） これは私もちょうと、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数により決定というのが、ちょっとどうかと思うけどな。

○小委員長（佐藤 武君） まず8人でしたよね。8人以内でしたっけ。8人以内というのが何ともあやふやな数やな。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、少なくなればなっただけ、物すごいこう……

○小委員（大口浩志君） 1人のウエートがどえらい大きくなってくる。

拒否権というのがある。

○小委員長（佐藤 武君） 以内とかじゃなくてはっきり決めたほうがいいんじゃない。どうなんじゃろう。よそは以内という表現があるんだけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 明記しようということ。要するに議員辞職の勧告とか辞任の勧告、辞職の勧告、こういうのは3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数によりこれを決定というの。4分の3なんて、8人で4分の3なんて、なかなかとれるもんやないで。

○小委員長（佐藤 武君） 6人。

○副小委員長（岡崎達義君） 8人じゃっても6人だといったら。

○小委員（大口浩志君） 反対が2人おったらもう書くな。そういうことじゃろう。

○小委員（治徳義明君） 2人おってもええんじゃない。

○副小委員長（岡崎達義君） 何で。

○小委員（大口浩志君） 8人じゃと仮定したら4分の3というたら6人やろ。委員長が入らんのじゃから7人で採決して、そのうち2人以上が……。

- 小委員（治徳義明君） 委員長は入らんのか。
- 小委員（大口浩志君） ペケをしたら書かんいうことよ。だから、それぐらいの重たいことじゃということである。
- 小委員長（佐藤 武君） 木更津はな。ええ、それで。それぐらい重たくする。
- 副小委員長（岡崎達義君） 2人反対がおったらできないという。
- 小委員（福木京子君） まあ、8人じゃから。
- 副小委員長（岡崎達義君） 全員出とってな。
- 小委員（福木京子君） 反対やったらそういうことばっかしやな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 大枠2人にする。
- 小委員（大口浩志君） 3票とった。福木委員がやっておるときに。反対派と賛成意見がいろいろあって、A案がいい人、B案がいい人。全員総意みたいなものでしょ。じゃなしに。
- 小委員（福木京子君） それは全員総意だった。
- 小委員（治徳義明君） 全員総意を議長は希望されとる。
- 小委員（大口浩志君） 最終的には多数決とか……。
- 少委員（永徳省二君） 総意です。
- 小委員（福木京子君） 総意でやったんやな。
- 小委員（永徳省二君） じゃから文言は何ぼかかわったんやな。
- 副小委員長（岡崎達義君） これはもう揺れとんなら皆さんに委ねよう。ね、小委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） この3分の2と4分の3というのは、8人だったら両方6人だからね、これは。
- 副小委員長（岡崎達義君） 難しい。
- 小委員（大口浩志君） 今のような時期、1人休んだら大きいな。
- 小委員長（佐藤 武君） 大きいよ、それは。
- 小委員（大口浩志君） 1人になるから。7人じゃったら実質6人にだもんな。
- 小委員（治徳義明君） 1人が否決してペアになるのはちょっと厳しいかな。
- 小委員（大口浩志君） 議員辞職からずっと書いてあるから、そういうのを望むときにはちょっとハードルが上がとる。
- 副小委員長（岡崎達義君） ただ、よっぽどの証拠がない限りこういうもんは審査に出てこんわけだから、それはそれでええんかなと思ったりもする。
- 小委員長（佐藤 武君） 確かに慎重に審査をすることは必要で、採決に当たっても慎重を期するのは同じなんだけど、余りにも採決の時点でハードルが高くなっても、逆に何か倫理条例の役割が果たさんよになると思うと、それはそんだけの証拠を持って審査をしてくださいと言った以上は、それはそんなにうその証拠でもないだろうし。
- 小委員（治徳義明君） ただ、半分以上ということになったら。

- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） 半分以上ということになったら、半分が反対しとんに強硬は、それは難しいじゃろうから、ただ1人反対したら全部チャラになるというのは何ともおかしいような気がしますね。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、さっき言う3分の2以上の出席、3分の2以上の多数ぐらいにしといたほうが。
- 小委員長（佐藤 武君） すっきり割り切れますよね、同じ比率か。
- 副小委員長（岡崎達義君） 半分というたらちょっとな。
- 小委員（治徳義明君） それはちょっとおかしいなという話になる。
- 小委員（福木京子君） 3分の2というたら6ですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 6です。
- 小委員（大口浩志君） 6人以上か。
- 小委員長（佐藤 武君） 4分の3も6人。
- 小委員（治徳義明君） 委員長は。
- 小委員（福木京子君） 委員長はのけたらどんな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 委員長はのける。
- 小委員（治徳義明君） 委員長をのけて6人だったら、1人反対したらそれでええかもしれないな。
- 小委員長（佐藤 武君） 4分の3というたら、7人じゃったら……。
- 小委員（永徳省二君） 5人。7人で5人でしょ。
- 副小委員長（岡崎達義君） そんなもんじゃな。半分やったらな。3分の2にしようや、これ。
- 小委員長（佐藤 武君） 3分の2、両方。
- 副小委員長（岡崎達義君） 両方3分の2にしとこうや。
- 小委員（福木京子君） 両方そしたら6人。
- 小委員（治徳義明君） 3分の2にしたら5人になる。
- 小委員（永徳省二君） 4.66ぐらい。5人。
- 副小委員長（岡崎達義君） 以上だからな。
- 小委員長（佐藤 武君） じゃあ、3分の2に両方統一をします。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 副小委員長（岡崎達義君） 12ページ。
- 小委員長（佐藤 武君） 審査会の記録。解説が必要、審査結果の措置に入らない。記録を作成する。議長提出。審査対象議員の名誉回復というのは、対象議員から申し出がどういう形で出てる。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 要するにこれは結局そういう事案の証拠を出しても、そういう事案がなかった。冤罪だったという場合でしょ。

○小委員長（佐藤 武君） 委員会が判断する、審査会が判断する。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査会が判断して、結局そういうことがなかったと。この場合の必要な措置というのはどういうふうか。

○小委員（大口浩志君） 難しいよな、これは。

○副小委員長（岡崎達義君） 世間でも冤罪を回復するのはとてつもなくエネルギーの要ることである。

○小委員（大口浩志君） 現実的には時間を返せと言われたら。お金を積んでも返らん。

○副小委員長（岡崎達義君） ここのあたりは強調しとかんといけんわな。説明をするときに。

○小委員長（佐藤 武君） それこそ風評被害じゃろ。

○副小委員長（岡崎達義君） あれがあったおかげで次の選挙を落ちましたということになると。

○小委員長（佐藤 武君） そうですよ。どうしてくれるんだと。

○小委員（大口浩志君） 人の名誉回復なんかはできん。

○副小委員長（岡崎達義君） よっぽど慎重にやらないと。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、本当にそうですよ。具体的に言えば、この間の百条設置のときもかなり言われましたからね。

○小委員（治徳義明君） 議長が質問したら「どうせいと言うんなら」と。

○小委員長（佐藤 武君） 反対したら。

○小委員（治徳義明君） 具体的に言ってみてくれと言う。

○小委員（大口浩志君） 基本的にはこんな条例を使わん議会を目指すということじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） それが狙いですけど、悲しいことにほんでも現実で起きとるじゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） そう言われな。ハラスメントも平気でやる人がおるから。

仕方がないな、これはこのまま置いとこうか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 他に、いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 先ほどの件ですけど、例えば広報へ謝罪文を載せるとか、そういったところに入ってくるんじゃないかと私は思っていました、ここについては。その程度しか多分ないと思うんです、現実的には。

以上です。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

それはあくまで審査会というか、審査をする側の意見なんだけど、いわゆる対象議員にとってはそんなもんじゃ済まないという気持ちは出てきますよね。だから、そういう具体的に名誉の回復の措置というのはこれこれなんですと、明確に決めとく必要が逆にあるかもしれないです。

○小委員（大口浩志君） 現実に名誉回復はできんが。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、うちのある議員のように訴訟を起こす可能性もあるんだろうと。ただ、この場合、訴訟は国家賠償法になるから民事で起こしたら、国家賠償請求になってしまうから、我々は関係なくなってくる、議員は。議会は。被告は市になってくるから。市から求償されれば求償されるかもしれない。

○小委員（福木京子君） 市長、議長。

○副小委員長（岡崎達義君） 市長。国家賠償だったら。そこらあたりも頭に入れながら、これで行きましょう。

○小委員長（佐藤 武君） 保留にしてまた検討はすると。

守秘義務。

○副小委員長（岡崎達義君） これは難しい。これはちょっと。こう書く以外ないでしょう、委員長。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○副小委員長（岡崎達義君） よっぽどのことがない限り秘密会ということはできないし。

○小委員長（佐藤 武君） この議会運営委員会の委員というのは、審査委員会の審査の内容をより詳しく把握できますか。

○小委員（大口浩志君） 証拠書類をつけて出すのであれば、それを見るんじゃから。

○小委員長（佐藤 武君） 証拠書類でいろんな個人情報があるからということか。

○副小委員長（岡崎達義君） 何でもしゃべるなという縛りだな。

○小委員（大口浩志君） 見たらすぐ言う人がおる。

○小委員長（佐藤 武君） ほんならよろしいか、もう。守秘義務。

○副小委員長（岡崎達義君） それはまた審査会の対象じゃ。

○小委員（大口浩志君） ごめん、概念的に参考までに聞くが。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） ここに書いてある秘密というのは何のことか。

○小委員長（佐藤 武君） 秘密会は……。

○小委員（大口浩志君） いやいや、違う。ここに書いてある職務上知り得た秘密というのは何を指して秘密といいよんですか。

○副小委員長（岡崎達義君） それはいろいろあるわ。

○小委員（治徳義明君） 個人的なプライバシーじゃないの、違うか。

○小委員長（佐藤 武君） それで、秘密会というのは何か設けてましたっけ。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査会には秘密会があるが。

○小委員（大口浩志君） 前にも3分の2のあれで秘密会というのができる。

○小委員長（佐藤 武君） できるというのがあったっけ。これでいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 秘密会のみをどこかに入れる、申し合わせ。

○小委員（大口浩志君） この第13条の中に入れるという必要があるんじゃないかということか。

○小委員長（佐藤 武君） これも保留にしますか。

○副小委員長（岡崎達義君） このままにしときましょうよ。

○小委員長（佐藤 武君） それで、第14条。

○副小委員長（岡崎達義君） どうしようもない。

○小委員長（佐藤 武君） 審査結果の通知及び公表、第14条。

○副小委員長（岡崎達義君） 第2項のこれが委員のあれを出したから要らない。

○小委員長（佐藤 武君） 概要を公表。議会ホームページ。

審査結果というのは、これは例えば議員辞職とか謝罪とか、そういうことを含めた審査結果でいいんですね、これは。

○副小委員長（岡崎達義君） こういうことでああなたの態度はこういう罰則に当たることになりましたと。

○小委員長（佐藤 武君） 何を公表というのは、審査内容、結果報告ですね。それならいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それから、14日以内というのは、これでよろしいですか。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 上のページの6番、上から2個目、6番。ある面これが一番議会でできる一番のあれなのかなとも思うたりする部分もあるんですけど、これに議長や副議長やこを載つけて。だけど、委員会条例で互選によるというものを外部の人間がやめろというやつの整合性はつくんですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 勧告じゃ。

○小委員（大口浩志君） 勧告というのは。

○副小委員長（岡崎達義君） やめたほうがいいんじゃないですかという。

- 小委員（治徳義明君） これによったら、多分辞職勧告を。
- 小委員（大口浩志君） だけど、永徳委員が言われた趣旨は、例えばそれでやめんというて言うても、例えばほかの4人がもう出んと言うたら、委員会が開けれんのんじゃから、そういう趣旨でしょ、言われたのは。要するに勧告でやめとなったときにはやめさす手段がないんです、委員会条例には。だけど、それを実質そうするためには4人がもう行かない、3人出たらいけるからと。委員会が開かれるので。
- 副小委員長（岡崎達義君） そこらあたりはどう処理しますか。
- 小委員（大口浩志君） 裾野として広げとくぐらいでいいですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） そりゃもう、罰則も何もつかないんだもん、罰則というか逮捕されるわけでもなければ、むち打ちになるわけでもないし。こないだの、イランかイラクか知らんけど、外行とつたらむち打ったっていいと思う。
- 小委員長（佐藤 武君） ええな、あれ。
- 小委員（永徳省二君） いいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） 今のに付随してなんですけど、僕は6番に常任委員会と特別委員会の委員長と書いてありますが、それ以外に正副議長、それから監査委員、それから議運の委員というのを追加すべきやと思いますが。
- 小委員（大口浩志君） よろしいか。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 今の絡むのは5番はどう読めばいいか。今のは永徳委員が言われたのが5番じゃないのか、違うか。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、これは違う。
- 小委員（大口浩志君） 議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告。
- 小委員（福木京子君） 特別委員会。
- 小委員（大口浩志君） 要は特別委員会ということ。だけど、こっちは6番、特別委員会と書いてある。5番を特別委員会と読むんなら、こっちの特別委員会を外さなきゃ。
- 5番は今の永徳さんが言われたように……。
- 小委員（福木京子君） 専決のあれではないのかな。
- 小委員長（佐藤 武君） そう思う。だから……。
- 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） 議長が別に定めとるわけではない、議長がね。
- 小委員（大口浩志君） 議運の委員はその議長よ。
- 小委員（治徳義明君） いやいや、議運はそうじゃけど、正副議長の正議長は議長が別に定めてる職じゃないんで。

- 小委員（大口浩志君） 特別委員会も互選か。
- 小委員長（佐藤 武君） 僕は単純に一部事務組合とか、そういう外部委員かなど。
- 小委員（治徳義明君） そやったら、永徳さんが言われるように、正副議長、監査委員をつけ加えとるわけであえ話なんじゃと思いますけど、明確にしとくだけでええ。
- 副小委員長（岡崎達義君） どこにもないよ、正副議長と監査委員と。
ほかの罰則規定みたいな。
- 小委員（永徳省二君） いいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） そうやって、ここに逆に6番に正副議長とか監査委員とか議運の委員とかって書く方が一種の議員に対する抑制、抑止力になるかなというふうに思いますんで、明記すべきやと思います。
- 小委員長（佐藤 武君） 実は私もそういう思いで書いとったんじゃけど、ちょっと今すぐに出てこない。
- 小委員（大口浩志君） あの。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） おっしゃられた中の議運の委員ということになると、議運だけということになりませんか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 議運の委員長。
- 小委員（大口浩志君） 議運の委員と言われたんでしょ。議運の委員と言われたんです。委員長、副委員長関係なしで。
- 副小委員長（岡崎達義君） それは関係なからう。
- 小委員（大口浩志君） いやいや、永徳さんが言われた御意見は、議運に関しては委員まで。
- 小委員長（佐藤 武君） 議会運営委員会でまずその審査の適否について審査をするからという意味かなと思ったんですが。
- 小委員（永徳省二君） そのとおり。もう1回言いますから、いいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） その前項でも第14条でもありますが、議会運営委員会が結構絡んでくるので、今回のこの倫理条例に関しては。だから、そういうところに当然いるべきじゃないでしょという意味合いを含めて明記すべきというふうに。
- 小委員長（佐藤 武君） 入れましょうか。確かにその審査に入る前の段階での議運での判断ですから、確かにそう言われればそうだし。（6）についても委員長のみなので、正副委員長と。それから、監査委員と別建てで立てる。議運の委員も別建てで。
監査……。

- 副小委員長（岡崎達義君） 監査委員は何かほかの条例があるんじゃないのかな、勝手にやめさすことができないのが。
- 小委員（永徳省二君） あれはやめさすんじゃなくて勧告です。やめさすことはできません、勧告です。
- 副小委員長（岡崎達義君） 何かあるんじゃないか。ないか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） 局長。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 罷免の条項があります。だから、議会の同意等がありますので、当然ながら議会として、この人は罷免に値するという議案を出せばできます。
- 小委員（大口浩志君） よろしいか。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 罷免と辞職勧告の違いは何なんですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 局長。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 罷免はやめさせる。勧告はあくまでやめてください程度です。
- 小委員（大口浩志君） 罷免はもう椅子がのうなることか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そのとおりです。
- 小委員（大口浩志君） やっぱり監査委員は重たいんじゃない。そういうのがあるということは。
- 副小委員長（岡崎達義君） 入れておく、議長も副議長も。
- 小委員長（佐藤 武君） 議長、副議長、もちろん入れときましょう。
- 副小委員長（岡崎達義君） 監査委員も。
- 小委員（福木京子君） 6番に。
- 小委員（治徳義明君） 5番は何を対象に、委員を対象にしとるわけですか。
- 小委員（大口浩志君） だから、今言われた一組とかが入って……。
- 小委員（治徳義明君） 一組とか、そういう委員までやめさすみたいな話。
- 小委員（大口浩志君） 一組は議員。
- 小委員（治徳義明君） 議員じゃけど、議会基本条例の委員にふさわしくありませんみたいな話……。
- 小委員（永徳省二君） 都市計画なんとか委員。
- 小委員（治徳義明君） それに関連しとるようなことがあった場合ということやな。案件でそういう関連したようなことがあった場合という意味合いやね。都市計画に関係しとったようなことがある場合は委員はやめてください、そういうことやね。
- 小委員長（佐藤 武君） ほんなら、これは入れる順番はまた、どうしようかな。正副議長

を何項に入れるか。

○小委員（大口浩志君） それは6項じゃろうな。

○小委員長（佐藤 武君） 6の次。

○小委員（大口浩志君） 6項。一緒に入れとけばいい。

○小委員長（佐藤 武君） 6項に正副議長、監査委員、議会運営委員、常任委員会及び特別委員会の正副委員長の辞職勧告。

○小委員（大口浩志君） 議会運営委員に特別委員会は入る。

○小委員長（佐藤 武君） 特別委員会ではないですね、議運は。

○小委員（永徳省二君） 特別委員会じゃない。

○小委員長（佐藤 武君） 特別委員会は特別な調査をするためじゃないんで、あれがちょっと曖昧なところですね。ただ、議会運営委員会としてやっぱり上げとったほうが。

よろしいですか、順番は。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副小委員長（岡崎達義君） なら、それを入れて6項に。

○小委員長（佐藤 武君） 次はもういいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） ずっと行って。

○副小委員長（岡崎達義君） 措置、これも入れとかないけんかなと思う。第15条と第16条の間になるけど。第16条、第17条として。

○小委員長（佐藤 武君） 木更津の条例で右側に載ってます刑確定後の措置です。

○副小委員長（岡崎達義君） それで、今の第16条を第18条にして。

うちにはこういうおそれのある人がおるから。

○小委員長（佐藤 武君） もう一度、岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、第15条の後に刑確定後の措置として第16条、第17条。

○小委員長（佐藤 武君） 16、17で議長職務の代行が18。

○副小委員長（岡崎達義君） この第17条にした場合、これが今度は前のやつとちょっと絡んでくるんだな、さっきの。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうです。

○副議長（岡崎達義君） 市との請負契約に関する遵守事項。これは要らんか。

○議会事務局長（元宗昭二君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） あくまでこの第17条になりそうな市との請負契約等に関する遵守事項というのは、先ほどの前の分は報告に関するところであって、こういう役員になったときには報告で、これはあくまでも本当になっとったとしたら、こういうところとの契約はし

たらあきませんよと、市とは。という条項なので、別にあっても前の報告と関連しているというだけでよろしいかと思えます。逆に報告をされとったら、ここは市も契約しませんよというのが見きわめられるので、かえっていいのかなと思ったりはしますが。

以上です。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。契約限定ですね。

第18条も職務代行もいいですね、それじゃあ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） これで一応できましたが。

○副小委員長（岡崎達義君） これではんなら次の全協のときに皆さんに。

みんなに提示して、1週間なら1週間間をあけて、コメントをもらって。全協はいつだったかな。

○小委員長（佐藤 武君） 14日と言うたかな。

○小委員（大口浩志君） 説明するというので、附則の2をもう少しもんどいたほうがええです。

○小委員長（佐藤 武君） 附則の2。

○小委員（大口浩志君） 基準がどえらい微妙だった、附則の2。治徳委員が困る、聞かれたら。一番最後の15ページ。15ページの附則の経過措置のところ。

○小委員長（佐藤 武君） これは自治法で進行形のものとは遡及されないとしたのは。

○副小委員長（岡崎達義君） これは憲法。憲法の第39条に載ってる。

○小委員（大口浩志君） これがあろうとも今の規程で十分拾えるじゃろ。

○副小委員長（岡崎達義君） 憲法の第39条に遡及処罰の禁止、一事不再理といって、何人も実行のときに適法であった行為、または既に無罪とされた行為については刑事上の責任を問われないということで、実行のときに適法であった行為という以上はそのときには適法であったけど、後で違法になっても問われませんよという話だから、だからこれは今の行為に対してこれは適用できない、全く。だから、これはこれが成立して、令和何年何月から施行されて、施行以降のあれはないということです。

それまでは規程で十分拾えますという。読んだら大分拾えるように書いてある。これでよかったら、皆さんに提示して。

○小委員長（佐藤 武君） それで、一応の筋としては1週間、今度まとめて14日に一応示して1週間以内に御意見を出してください。

○小委員（大口浩志君） そこで治徳委員は説明受けるんか。

○小委員長（佐藤 武君） 少しは受けにやいけんわな。

○小委員（治徳義明君） ちょっとは受けにやいけんじゃろうけど。

○小委員長（佐藤 武君） 出てこんと思う。

- 小委員（治徳義明君）　じっくり読んでくださいみたいな話。慎重に意見をくださいと言うて。
- 小委員（福木京子君）　1週間で出るじゃろうか。
- 小委員長（佐藤　武君）　なかなか出てこんかもしれん。
- 小委員（福木京子君）　1週間、急いでタイトにやらないと。もう少し延ばせという意見ができるかもな。
- 小委員（治徳義明君）　それはじゃからもう受けんでええやろ。
- 小委員長（佐藤　武君）　基本的にはね。出てこんでしよう、未定や。
- 小委員（福木京子君）　それは出てくるわ。絶対なんか。
- 小委員長（佐藤　武君）　出てくる。
- 副小委員長（岡崎達義君）　これは意見は出てくる。ここはああせえ、あそこはああせえ、もうちょっと厳しゅうせえとか。
- 小委員（治徳義明君）　意見は意見。聞きゃあええだけの話やから。
- 小委員長（佐藤　武君）　ほんなら、10日ぐらいにします。24日までに出してくださいと言うて。ちょうど切りがええな。4月24日までに出してくれと。10日あります。1週間というたら倫理審議会がある、21日。
- 副小委員長（岡崎達義君）　この条例の改正は言わんとってって皆さんに言うとして。ここがこうで、あそこがこうでというような細かいことになると、根っこと幹ぐらいを言うてと言うて。
- 小委員長（佐藤　武君）　それは岡崎委員がいろいろ言うてもらわんと。
- 小委員（大口浩志君）　いろいろ言いそうな人に前もって言うて。
- 小委員長（佐藤　武君）　じゃあ、4月24日までに出してくださいと。ほんで、意見の様式はどんなんでしょう。事務局にお任せしてもよろしいでしょうか。
- 議会事務局長（元宗昭二君）　じゃあ、こちらの半分、左側の案だけを1つに今度は縦にしちゃって、条例形式でちょっと案をつくっていこうと。それでお示ししたらいいですね。
- 小委員（大口浩志君）　それに書いてもらえやあええんか。
- 議会事務局長（元宗昭二君）　そうかなと思うたりも。
- 小委員（大口浩志君）　右をあけといて。
- 小委員長（佐藤　武君）　ただ、これに書いて出したらまた議論をするときに手元にねえわと言われたらいけんから。
- 小委員（大口浩志君）　事務局が受け取る時にそこだけコピーして返しゃあええの。
- 議会事務局長（元宗昭二君）　どうしますか。これでこっち側に御意見等をいうてしますか。
- 小委員長（佐藤　武君）　またすごい量になるかもしれんよ、全部。

- 副小委員長（岡崎達義君） ぎょうさん書く人もおるかもしれんから。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 一番簡単なのは条例案で縦に条例案を。
- 小委員（治徳義明君） そのほうがええじゃない。そのほうがええ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それで、別紙で御意見があつたらお願いしますのほうがやりやすいかな。第何条の何というて書いてもらって、別紙をつくって。
- 小委員（治徳義明君） 余り親切にしとったら。
- 小委員長（佐藤 武君） ほんで、議員名ももちろん書いてもらおうと。
- 副小委員長（岡崎達義君） 下山議員によう言うとかわ。私たちがこの人たちに依頼してつくってもろうたんじゃから文句言うなよと言うて、議運から言うてくれと言うて。
- 小委員長（佐藤 武君） ほんなら、そんなもんでよろしいですか。
- 小委員（福木京子君） 別紙で名前を書いて。
- 小委員（治徳義明君） 濟いません。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） 14日に概略の説明をするんですか。もうせんでもええ。
- 小委員（大口浩志君） ペーパーを配るやろ。
- 小委員（治徳義明君） ペーパーでこういうことになってますみたいな話でええんやね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 案をつくりましたでいいんじゃ。
- 小委員（治徳義明君） 案をつくりましたんで、御意見があればということで。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 質問は来るかもしれませんが。
- 副小委員長（岡崎達義君） それから、また市の専門家の人にも確認してもらわないといけないのがたくさんありますのでという。一応皆さん方の意見を聞いて、それでまた修正した上で確認していきますからということにしとかなと。
- 小委員（治徳義明君） 次はもう出しました、みたいな感じか。
- 副小委員長（岡崎達義君） もう出したから文句なし。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員の委員長報告で、冒頭はこれこれの市の倫理条例を参考に何日間やりましたということをやっと最初に言ってください。
- してもらえますか。
- 小委員（大口浩志君） 事務局の仕事を増やされな、まあ。一生懸命やりました。原案です。
- 小委員（治徳義明君） いやいや、原稿あるじゃないですか。予算委員会でも何でも原稿あるじゃない。原稿なしには……。
- 副小委員員（岡崎達義君） しっかり時間をかけてやりましたので。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、何回やって何を参考にやったかというのをやっぱり言わないと。

- 副小委員長（岡崎達義君） 文句を言わないでください。
- 小委員（福木京子君） それで、最終日にそれを報告するのか。
- 小委員長（佐藤 武君） 14日にして。
- 小委員（福木京子君） 違う違う。委員長報告。
- 小委員長（佐藤 武君） 委員長報告はまだまだ。
- 小委員（大口浩志君） 委員長報告は例え話ですよ。
- 小委員長（佐藤 武君） 6月定例で条例案を示すとしたら、そのときにより詳しい提案説明をして、委員長が治徳委員な。
- 小委員（福木京子君） そのことを言うたんじゃ。6月議会で提案するの、条例は。
- 小委員長（佐藤 武君） その方向で皆さんに早く。
- 小委員（治徳義明君） そのためにしよるんじゃ。
- 小委員（大口浩志君） 提案者はここなんか。議運の委員長、どっち。
- 小委員長（佐藤 武君） 倫理条例の特別委員長。
- 小委員（福木京子君） 治徳委員が提案するんじゃな。
- 小委員（治徳義明君） あれには質問出てくりゃせんな。本番じゃ出てこんで。
- 小委員長（佐藤 武君） わからんよ、それは。
- 小委員（大口浩志君） そうなんがあるからこんなんいるんで。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、委員長が何回やってどここの条例を参考にしたというのは自分で把握せんといけんよと言うて。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、皆さんに任されて我々で審議したんですから、確かに不備な点はありますけれども、これで納得して、どうしてもだめなところはまた順次運用していく中で改正させていただきますって。
- 小委員（大口浩志君） だけど、今不備な点があるとわかっただったら最初から直しゃあいいわけだから、今の表現は。
- 副小委員長（岡崎達義君） 不備な点はあるかもわかりませんが、という。
- 小委員長（佐藤 武君） 十分に議論しましたと。
- 小委員（福木京子君） 委員さんの意見も反映しとると。それから、専門家の意見も聞いて、ここへ提案しましたと。
- 小委員（大口浩志君） 14日に出しました。意見がどえらい来ました。当日も含めて。もう一遍これ。
- 小委員長（佐藤 武君） もちろん。
- 小委員（大口浩志君） そしたら、取り入れるやつ、却下というやつとサビわけをしてということなんやな。
- 小委員長（佐藤 武君） それで、専門の人にも相談して。

○小委員（治徳義明君） 御意見を踏まえてもう一度するからもうしませんというぐらいは言わにゃあいけんだろ。

○副小委員長（岡崎達義君） そこから、今のこれに対して意見があるときにはその根拠をきちっと示してくださいと。条例ですから根拠を示していただくようにって書いてください。

○議会事務局長（元宗昭二君） 文句だけではなくて。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう、文句だけではなくて。

○小委員長（佐藤 武君） 質問するときに。

○副小委員長（岡崎達義君） なぜここでこういうふうに変えるのかって。

○小委員長（佐藤 武君） そんなの事務局が言えんがな。それは委員長が言わにゃいけん。委員長が言うせりふ。それはそう。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、書いときゃあ。

そうじゃなかったら、さすがにここをこういうふうに変えてください、あそこをこういうふうに変えてくださいと言われてたって、根拠もなしに変えるわけにいかん。こっちも時間をかけてやっとする。

○小委員（大口浩志君） 俺の思いがあるわな。根拠

○副小委員長（岡崎達義君） ほんなら、おまえがせえって。代わってあげるからおまえがやれよと。

○小委員（治徳義明君） やりたかったんじゃ、そういう人はな。

○小委員（大口浩志君） そういやあ、異議があると言わなんだもんな、指名したとき。

○小委員長（佐藤 武君） そういう無責任なことを言っちゃいけません。

○小委員（大口浩志君） 議長が指名してこの人たちに言うたろう。

○議会事務局長（元宗昭二君） いや。

○副小委員長（岡崎達義君） あなたが指名した。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい、はい。

○小委員長（佐藤 武君） 僕はやりたくなかったよ。

○小委員（治徳義明君） 満場一致だったわけ。

○小委員（大口浩志君） 満場一致いうてやれやれ矢が当たらんでよかったいうて、満場一致というてええよと言われる。矢が当たってよかった言うとする人を選んでくれたらええのに。

○小委員長（佐藤 武君） これは委員会中、まだ。

○議会事務局長（元宗昭二君） まだ委員会中です。

○小委員長（佐藤 武君） 委員会中ですよ、まだ。

○小委員（福木京子君） 24日に出てきたらどういうふうにするんか。

○小委員長（佐藤 武君） 24日は全体の倫理審査会で集まりますよね。このときに今取りま

とめたやつをお渡しします。それで、皆さんの御意見があれば24日までに別紙のペーパーに書き込んで出してくださいと。

この後は、それでその意見をまたこの小委員会で議論して、それで受け入れるもの、受け入れないものを取捨選択をして、それで専門家への相談もやります。それで、それをやって、最終的に6月定例に提案ができるのであれば。だから、次の予定はまだ決めてません。

永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 最悪のことを考えて、24日のことを考えて予定を決めといたほうがいいと思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） まだその話まで言ってなかったんで。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そこまでできないんじゃない、コロナの関係もあるし。ほかの委員会のあれもあるし。なかなか一月、二月先のことは。

○小委員（永徳省二君） それでも、6月議会に出さんとしたらもっとスケジュールを決めとかなないけん。もう百条も入って間に合わないということが起こりますよ。

○小委員（大口浩志君） 6月議会ができるのかな、これは。

○小委員長（佐藤 武君） 6月も正副議長がどういうふうにとるかかわからんけど、最終日でもいいわけだから。だから、初日だったらいよいよ大変だけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 初日という話じゃないから。

○小委員長（佐藤 武君） 24日でやったやつを、いつごろほんなら予定しますか。

5月の連休明け。

○小委員（福木京子君） 執行部もそちらのほうが。

○議会事務局長（元宗昭二君） でも、24日にどれぐらい出てくるかなんですよね、結局は。

○副小委員長（永徳省二君） ほとんど出てこなんだから、すぐ。

○議会事務局長（元宗昭二君） もう本当にこれでじゃあと言うて、さっき言われた総務のほうにもお願いして、条例案の案を見てもらって、これで問題なけりゃあ出すだけになりますし、ちょっと修正が必要であれば。

○小委員（大口浩志君） 今、お二人が言われたように、総務のほうへ時間をたっぷりやるほうがええんじゃないね。

○議会事務局長（元宗昭二君） それはあると思います。それは1日、2日で見るというのは酷な話なんで。それこそ10日や2週間は欲しいなというて言われるかもしれないし。

○小委員長（佐藤 武君） 11日にしますか。月曜日。

○副小委員長（岡崎達義君） ちょっと24日に出てくるあれを見てからでいいんじゃない。そしたら、4月にあいとったら半日でもやれる。

○小委員（永徳省二君） できたら先に決めてほしいんですが。

○小委員長（佐藤 武君） もうないですよ、4月。

- 議会事務局長（元宗昭二君） ただ、24日だったら、これは4月は27と28。
- 小委員長（佐藤 武君） 30、31とあるけど。
- 小委員（永徳省二君） 28は広報が入ってます。
- 副小委員長（岡崎達義君） 28日、広報の後でもいい。昼から。すぐ済む。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 広報は1時半からでもやりますか。
- 小委員（永徳省二君） 広報、午後ですよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 午後か。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 1時半からですよ。
- 小委員長（佐藤 武君） これは何があって午後だったっけな。
- 副小委員長（岡崎達義君） 10時からは何かあるやろ。
- 小委員（福木京子君） いや、ないから。広報が。
- 小委員長（佐藤 武君） これはなんで広報は1時からにしたん。
- 小委員（永徳省二君） わかりません。
- 小委員（福木京子君） 何かあったんじゃないか。あったわ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 何も入ってなさそうなんですけど、何かあったんですかね。
- 小委員（大口浩志君） 28日の10時。
- 小委員長（佐藤 武君） なら10時にしますか。
- 小委員（福木京子君） 入れてくれときゃあ安心じゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、次回を4月28日10時で予定してください。
- 小委員（大口浩志君） それこそコピーでええですか。一々打ち直さなくて。
- 小委員長（佐藤 武君） うんうん、そうそう。
- 小委員（大口浩志君） コピーを配ってくれば。
- 一々まとめんで、第何条がAさん、Bさん、Cさんとしてくれずに、もうぱっぱぱとコピーで。
- 議会事務局長（元宗昭二君） こんな意見がありました、ちょっと見てくださいというような感じで。
- 小委員（大口浩志君） この中で見ながら、第10条なら第10条に絡むのが3つなら3つ、2つなら2つ。
- 副小委員長（岡崎達義君） もう確定。ほぼ確定。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それに合わせて、じゃあ今すぐにはできないんですけど、この施行規則、それからさっきの解説文、そういったものを順次うちで入力してまとめんどいけんですかね。
- 副参事（逢坂紀美子君） いつまでにですか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それは6月の議会の提出までにはそれはしとかなあかん。そ

れも見てもらわなあかんからこの小委員会の、あるいは特別委員会、両方ですよ。やっぱり規則も解説も。

○小委員（大口浩志君） だから、法律とか憲法とかの兼ね合いでこれがおかしいみたいなやつは、それをチェックしてもらおうようになってますから、待ってください。

玉虫色でいかな、日本の法律。

○副小委員長（岡崎達義君） そうよ。そういうふうに見方によったらどっちともとれる。

○小委員（治徳義明君） すぐ憲法が出てくるから。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、ともかく法というのは玉虫色にしとかんとだめなんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 逆にね。

ほんなら、どうしよ。規則、解説、もし大変だったらまた言ってください。

○議会事務局長（元宗昭二君） 大方こっち今、作つとるじゃないですか、右側に。それから、これを見ていただいて、これでいいかどうか、それから前回お配りしている様式類が主なので、規則については。それと合わせて見ていただければうれしいかなと思います、事務局としたり。

○小委員（福木京子君） 規則は今のある規則というか要綱というか、あれと……。

○議会事務局長（元宗昭二君） いやいや、まったく違います。

○小委員（福木京子君） 条例に合わせてか。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○小委員（大口浩志君） ちなみに、これが可決されて施行されたら、あれは廃棄という解釈なのかな。

○議会事務局長（元宗昭二君） だから、その辺も含めて、通常はあれは廃案というか廃棄というか。

○小委員（大口浩志君） 要するに新たのができてきたから。

○議会事務局長（元宗昭二君） だから、その辺をもしかしたらつけんにゃいけんのかなと思うたり。従前の規程は……。

○副小委員長（岡崎達義君） かもしれんな。

○小委員（大口浩志君） そういうこと。

○議会事務局長（元宗昭二君） そこはちょっと勉強不足なんで、恐らくその規程についてはというのを。

○小委員（大口浩志君） じゃけど、これの施行日以前のやつを追いかけるのはあれがねえと、追いかける根拠がなくなる。

○議会事務局長（元宗昭二君） そのとおりなんです。

○小委員（大口浩志君） 廃案というわけにもいかな。

- 議会事務局長（元宗昭二君） そうなんですよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから結局、これを、施行は何月何日から施行するという後ろへ、ただしその規則は廃棄するとか。
- 小委員（大口浩志君） いやいや、廃棄したらだめ。
- 副小委員長（岡崎達義君） いや、だからその日にちになれば、そこから効能はあるけど、そこまでは効果があるわけだから。
- 小委員（大口浩志君） そう書いたら遡及適用のように読める。
- 小委員（永徳省二君） 残しておかないと、はっきり言って北川議員をどうせいとか言えないですよ、何ひとつ。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、その施行日以降は効果があるけど、それ以降。
- 小委員（永徳省二君） 倫理規程でできるんですって。
- 小委員（大口浩志君） いやいや、施行日以降はこれがあるからというたら遡及適用になる。
- 副小委員長（岡崎達義君） じゃない。
- 小委員（大口浩志君） いやいや、前に過去に起こった事例をこの条例で縛ろうとするんだったら。
- 副小委員長（岡崎達義君） 違う違う、そんなことは言ってない。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、倫理規程は議決案件かな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） じゃないです。
- だから、そこまでうたう必要は多分ないんじゃないかなと思われるんですけど。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、議会で議決しているやつじゃないからね。内部の中での約束事だから、規程は。
- 小委員（治徳義明君） ただ、常識的に条例できたんだっただから廃棄じゃろみたいなことを言われる、普通は。何かに残しておかんと。
- 小委員長（佐藤 武君） 廃止するというのを決めなんたら生きとるわけじゃから。
- 小委員（福木京子君） 前の規程をさらに充実させたことになるわけじゃからな、条例が。前のはほとんど入って、それにプラス、充実させた形。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、その位置づけが、規程と条例は全然違うから。倫理規程を廃止せずにそのまましばらく残しとってでもええわけだし。
- 副小委員長（岡崎達義君） やっぱそういうのも書いとかないけんわ。ただし、規程は何月何日まで継続するという形で。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、改選まででもええし。
- 小委員（治徳義明君） 改選前までというならそうすりゃえんじゃねん、改選前まで規程は生きとる。網羅するわけじゃから。どんな状況も。

○小委員長（佐藤 武君） 悪いことするならこの任期内ですよと。

それじゃあ、特に事務局からはよろしいですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） よろしいです。

○小委員長（佐藤 武君） それでは、大変御苦労さまでした。第5回の倫理小委員会をこれで閉会します。

大変ありがとうございました。

午後3時17分 閉会